

神田外語大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、神田外語大学学則（以下「本学学則」という。）第3条の2第2項の規定に基づき、神田外語大学大学院（以下「大学院」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 大学院は、本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

2 言語科学研究科としての教育研究目的は、人間の知的活動の基盤である言語について、その特性や本質を、主に日本語と英語の研究を中心に理論的に解明し、また、各々の言語の教育とコミュニケーションを実践及び研究し、多文化共生が求められる社会情勢のなかで、「ことばの専門家」として先導的な役割を果たす人材を育成することとする。

(質保証・質向上)

第2条の2 本大学院の教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自己点検及び評価等を通じた質保証・質向上に取り組む。

2 前項の質保証・質向上の実施に必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

(研究科)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

言語科学研究科

(課程)

第4条 研究科の課程は、博士課程とし、これを前期2年又は2年6月の課程（以下「博士前期課程」という）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

2 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士後期課程は、専攻分野について、自立して研究を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専攻)

第5条 研究科に次の専攻を置く。

博士前期課程

英語学専攻

日本語学専攻

博士後期課程

言語科学専攻

(収容定員)

第6条 大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
言語科学研究科	英語学専攻	8	16		
	日本語学専攻	8	16		
	言語科学専攻			2	6
合 計		16	32	2	6

第3章 授業科目・単位・履修方法等

(授業科目及び単位)

第7条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によって行うものとし、研究科に開設する授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所（外国を含む）で履修させることができる。

3 前項の規定により取得した単位については、研究科教授会（第32条に規定する教授会をいう。以下同じ。）の議を経て、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(教育方法の特例)

第7条の2 英語学専攻においては、前条の授業及び研究指導を、週末その他の特定の時間又は時期に行う。

(履修方法)

第8条 学生は、在学期間中に研究科所定の授業科目を履修し、英語学専攻にあっては31単位以上を、日本語学専攻にあっては32単位以上を、言語科学専攻にあっては12単位以上を、それぞれ修得しなければならない。

2 削除

3 学生は、履修する授業科目の選択にあたっては、あらかじめ主指導教員の指導を受けなければならない。

4 研究科長が必要と認めたときは、学部の授業科目を8単位に限り履修させることが

できる。また、言語科学専攻にあっては、日本語学専攻の授業科目から単位数に制限なく履修させることができ、修得単位のうち4単位を博士の修了要件単位として組入れさせることができる。

- 5 研究科長が教育上有益と認めるときは、他大学との協議に基づき、博士前期課程の学生に、他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。
- 6 前項の規定により修得した単位について、研究科教授会の議に基づき、10単位を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。
- 7 学生は、他大学院修士課程（博士前期課程）において修得した単位を課程修了の要件となる単位として認めることを研究科長に申請することができる。
- 8 前項の規定により申請された単位については、教育上有益と認められる場合、研究科教授会の議に基づき、10単位を限度としてこれを認めることができる。
- 9 学生は、科目等履修生として修得した本大学院博士前期課程の単位を課程修了の要件となる単位として認めることを研究科長に申請することができる。
- 10 前項の規定により申請された単位については、教育上有益と認められる場合、研究科教授会の議に基づき、20単位を限度としてこれを認めることができる。
- 11 第6項、第8項及び第10項で認められる単位数は合計で20単位を超えないものとする。

（教員の免許状授与の所要資格）

第9条 研究科において、教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科に関する規則は別に定める。

（履修の細目）

第10条 第8条及び第9条に定めるもののほか、授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

（単位の認定）

- 第11条 授業科目の履修単位は、試験又は研究報告により認定するものとする。
- 2 病気その他やむを得ない事情のため正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。
 - 3 各授業科目の試験又は研究報告の成績は、これをA＋・A・B・C及びFの5種とし、A＋・A・B・Cの成績を合格とする。
 - 4 学生が他大学院等で修得した授業科目の単位を認定する場合その他の必要な場合には、その成績を「P」と表記し、合格とすることができる。
 - 5 各履修授業科目の単位の認定は、学期末又は学年末に行うものとする。

（論文の審査及び最終試験）

第12条 学位論文の提出、その他審査及び最終試験並びに第4章の定める学位の授与等に関する必要な事項については本学学位規程の定めるところによる。

第4章 課程の修了及び学位の授与

（課程修了の要件）

第13条 博士前期課程修了の要件は、当該課程に標準在学年限以上在学し、第8条第1項に定める所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（「修士研究報告」）の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 削除

3 博士後期課程修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、第8条第1項に定める所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

（学位の授与）

第14条 本学大学院博士前期課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、次の学位を授与する。

言語科学研究科 修士（文学）

2 本学大学院博士後期課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、課程修了による博士（「課程博士」）として、次の学位を授与する。

言語科学研究科 博士（言語学）

3 前項に定めるもののほか、博士論文の審査に合格し、かつ本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者には、本学学位規程の定めるところにより、論文提出による博士（「論文博士」）として、次の学位を授与する。

言語科学研究科 博士（言語学）

第5章 入学、退学、転学、留学、休学、復学及び除籍

（入学の時期）

第15条 入学の時期は、毎年4月又は9月とする。

（入学資格）

第16条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- （1）学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- （2）外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- （3）昭和28年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者
- （4）大学に3年以上在学し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(5) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学志願の手続き)

第17条 入学志願者は、所定の期間内に入学願書に必要書類を添付し、学長に提出するものとする。

(入学者の決定)

第18条 入学志願者に対しては、選考により、入学者を決定するものとする。

2 選考に必要な事項は別に定める。

(再入学)

第19条 本学大学院を退学した者が再入学を申し出たときは、これを許可することがある。

2 再入学に必要な事項は別に定める。

(留学)

第20条 留学を志望する者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第13条の在学年数に算入することができる。

3 第8条第5項及び第6項の規定は、学生が留学する場合について準用する。この場合において同条第5項中「他大学」とあるのは、「外国の大学」と読み替えるものとする。

(休学)

第21条 休学期間は、通算して博士前期課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を超えることができない。

(入学手続等に関する大学学則の準用)

第22条 前3条に定めるもののほか、入学の手続・退学・再入学・転学・休学・復学及び除籍については本学学則の規定を準用する。

(在学年限)

第23条 博士前期課程の標準在学年限は、英語学専攻にあつては2年6月、日本語学

専攻にあつては2年とする。ただし、教育研究上等、特別の事情のある場合は、当該標準在学年限を超えて在学を許可することがある。

2 削除

3 博士後期課程の標準在学年限は、3年とする。ただし、教育研究上等、特別の事情のある場合は、3年を超えて在学を許可することがある。

第6章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第24条 大学院において、本学大学院学生以外の者で、1又は複数の授業科目を履修し単位修得を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第25条 大学院において、特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第26条 大学院において、特定の研究課題について、研究指導を受けることを希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(研究員)

第27条 学外の学術研究者で、大学院において、本学教員と共同研究を行い、高度の研究に従事しようとする希望する者を客員研究員として受け入れることができる。また、大学院における研究活動を申請する研究者を学術研究員として受け入れることができる。

2 客員研究員について必要な事項は、別に定める。

3 学術研究員について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第28条 外国人で、大学院学則第16条にいう大学院入学資格を有し、大学院に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生は、学生定員の枠外とすることができる。

3 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第7章 賞罰

(賞罰)

第29条 賞罰については、本学学則第45条及び第46条の規定を準用する。

第8章 学費

(入学検定料等)

第30条 入学検定料、入学金及び授業料その他の諸費用については、別表第2のとおりとする。

2 本学学部卒業見込みの者が引き続いて入学を許可された場合、及び本学学生で第16条第4号の該当者として入学を許可された場合は、入学金を全額免除する。

3 学費については、本学学則第32条第2項から第35条までの規定を準用する。

第9章 教員組織

(教員組織)

第31条 大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する教員が担当するものとする。

第10章 運営組織

(研究科教授会)

第32条 研究科の運営に関する事項を審議するため、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する事項は、別に定める。

(研究科長)

第33条 研究科に研究科長を置く。

第11章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第34条 本学大学院の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

3 休業日については、本学学則第6条の規定を準用する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 1 年 1 2 月 1 0 日から施行し、平成 1 1 年 9 月 3 0 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 1 3 年 5 月 2 9 日から施行し、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 0 年 5 月 2 8 日から施行し、平成 2 0 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。ただし、施行日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。ただし、施行日以前の入学者については、なお従前の例による。（平成 25 年 5 月 27 日決議分）

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 7 条関係）

1 英語学専攻

授業科目	単位数	備考
Teaching Methodology		
Principles and Practices of the TESOL Classroom	3	
Specialized TESOL Methodology		
Specialized TESOL Methodology : Listening	1	
Specialized TESOL Methodology : Speaking	1	
Specialized TESOL Methodology : Reading	1	
Specialized TESOL Methodology : Writing	1	
Specialized TESOL Methodology : Vocabulary	1	
Specialized TESOL Methodology : Grammar	1	
Specialized TESOL Methodology : Task-Based Language Teaching	1	
Specialized TESOL Methodology : Culture	1	
Specialized TESOL Methodology : Teaching English to Young Learners	1	
Specialized TESOL Methodology : Group Dynamics	1	
Specialized TESOL Methodology : Technology in Language Teaching	1	
Specialized TESOL Methodology : Current Topics	1	
Classroom Observation and Practicum		
Integrated Skills Practicum and Classroom Observation	3	
Specialized Practicum and Classroom Observation	3	
Language Analysis, Acquisition and Assessment		
Pedagogical English Grammar	3	
English Phonetics and Phonology for Language Educators	3	
Second Language Acquisition for Language Educators	3	
Pragmatics for Language Educators	3	
Sociocultural Approaches to Second Language Learning and Teaching	3	
Second Language Assessment	3	
Non-Compulsory Elective		
Principles of Teaching English to Young Learners	2	
Learner Autonomy	2	
Guided Teaching	1 ～ 3	教育実習
Current Issues in Language Education	1	
MA Research Project		
MA Research Project	1	研究指導

2 日本語学専攻

授業科目	単位数	備考
共通研究科目群		
統計処理法	4	
言語科学演習 A	2	
言語科学演習 B	2	
言語科学演習 C	2	
言語科学演習 D	2	
言語科学演習 E	2	
修士研究	2	研究指導
日本語アカデミックライティング	4	
日本語学術論文作成技術	4	
言語研究科目群		
言語学概論	4	
日本語学研究（音声・音韻）	4	
日本語学研究（統語）	4	
日本語学研究（語彙・意味）	4	
日本語学研究（方言・日本語史）	4	
日英対照言語研究Ⅰ	2	
日英対照言語研究Ⅱ	2	
日中対照言語研究Ⅰ	2	
日中対照言語研究Ⅱ	2	
日韓対照言語研究（院）Ⅰ	2	
日韓対照言語研究（院）Ⅱ	2	
日西対照言語研究Ⅰ	2	
日西対照言語研究Ⅱ	2	
言語習得研究	4	
言語教育研究科目群		
応用言語学研究	4	
日本語習得研究	4	
評価法研究	4	
日本語教育学研究	4	
日本語教育文法研究Ⅰ	2	
日本語教育文法研究Ⅱ	2	
日本語教育教材研究Ⅰ	2	
日本語教育教材研究Ⅱ	2	
日本語教育実習	2	
コミュニケーション言語文化研究科目群		
異文化コミュニケーション研究	2	
日本研究Ⅰ	2	
日本研究Ⅱ	2	
言語文化研究Ⅰ	2	
言語文化研究Ⅱ	2	
比較文化論	2	
比較文学研究	2	
談話分析研究	4	
社会言語学研究Ⅰ	2	

社会言語学研究Ⅱ	2	
----------	---	--

3 言語科学専攻

授業科目	単位数	備考
言語学特論演習	4	
言語学特殊研究 A	4	
言語学特殊研究 B	4	
言語学特殊研究 C	4	
英語学特論演習	4	
英語学特殊研究	4	
英語教育学特論演習	4	
英語教育特殊研究	4	
言語教育学特論演習	4	
言語教育学特殊研究	4	
日本語学特論演習	4	
日本語学特殊研究 A	4	
日本語学特殊研究 B	4	

別表第 2（第 30 条関係）

1 英語学専攻（単位円）

項目	金額
入学検定料	30,000
入学金	250,000
授業料	1 単位につき 65,000

2 日本語学専攻、言語科学専攻（単位円）

項目	金額
入学検定料	30,000
入学金	250,000
授業料	890,000
教育充実費	230,000